

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成24年1月31日
【会社名】	株式会社京王ズホールディングス
【英訳名】	KEIOZU HOLDINGS COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横江 実
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号 仙都会館ビル7階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年1月28日に提出いたしました第18期（自平成21年11月1日至平成22年10月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 3 評価結果に関する事項
- 5 特記事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

3 評価結果に関する事項

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告にかかる内部統制は有効であると判断しております。

(訂正後)

平成23年12月に実施した過年度決算訂正に関して、平成23年8月から平成23年11月にかけて第三者調査委員会による不適切な取引及び会計処理の原因、並びに社内体制全般に関する原因の調査が行われた結果、監督機能の不全、内部監査機能の不足など当社の内部統制環境（組織・管理体制）に起因した全社的な内部統制に重要な欠陥があることを示唆する不備が特定されました。これに伴い、当社は、当初の計画段階において評価範囲に選定していなかった当社の資金管理・有形固定資産管理プロセスについて、新たに評価範囲に追加することが適切であると判断しましたが、新たに評価することが適切であると判断した内部統制の評価手続を実施することができませんでした。

従って、当社は、上記の重要な評価手続が実施できなかったため、評価対象とした平成22年10月31日現在の財務報告に係る内部統制の全ての重要な欠陥を特定するには至らず、最終的な評価結果を表明することができません。

なお、財務報告に係る内部統制の評価を実施した範囲において、以下に記載する全社的な内部統制に係る不備を識別しました。これらは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効とは言えませんが、評価対象の内部統制について必要な手続をすべて実施した場合には、内部統制の他の不備が識別され、重要な欠陥を特定した可能性があります。また、識別された重要な欠陥は、以下の通りであり、早期是正に向け取り組んでおりますが、是正措置の完了には至っておりません。

全社的な内部統制

No.	重要な欠陥の内容	是正に向けた取組み
-----	----------	-----------

1	<p>当社は、監督機能の不全、内部監査機能の不足など一部統制環境の欠如、並びに法令遵守や社内ルール遵守に対する意識の欠如により、過去複数年度に亘る会計事実とは乖離した決算を引き起こしました。</p>	<p>監査体制の改新、内部監査の実効化、取締役会の実効化などの統制環境の再構築に努めて参ります。また、当社が掲げる経営理念としての「企業理念」、社員が業務を誠実にそして高い倫理観をもって行動するためのよりどころになる「京王ズグループ企業行動憲章」の再策定と継続的な教育を行い、取締役及び社員一人ひとりへの浸透を図るとともに、ルールを徹底する意識を高め、企業風土の抜本的改革を進めて参ります。</p>
2	<p>部門・部署間の相互牽制・監視機能が働く組織構造の欠如、並びにこれに起因し、社内に問題があっても指摘しにくい慣行等、情報の風通しの悪い企業風土が存在した為、認識されない業務プロセスに係る内部統制上の問題点・リスクも顕在化しておりました。</p>	<p>部門・部署間の相互牽制・監視機能が働く組織構造へと改編に努めると共に、管理部門への人員の十分な確保、コンプライアンス教育の強化、定期的な人事異動などを通じ、不正の未然防止及び万一不正が行われた場合の早期発見・早期是正が可能な組織への変革に努めて参ります。また、問題・リスク認識の共有化と改善に向けた取り組みにも注力し、風通しの良い職場づくりを進めて参ります。</p>
3	<p>当社、及び連結子会社1社（株式会社京王ズコミュニケーション）において認識されない業務プロセス（資金管理・有形固定資産管理プロセス）が存在しておりました。これにより財務報告の信頼性に関するリスク評価と対応の実施が十分にできず、財務報告に係る誤謬リスク、不正リスクが顕在化いたしました。</p>	<p>No. 2の組織構造の改編と共に、各部門において想定されるリスクの再認識、評価、対応を継続的にを行い、その実効性について担保できるよう努めて参ります。また、規程や業務手順を明確化した手順書を作成・改廃し、各業務活動、統制活動がこれらのルールに従って実施されていることを、日常的なモニタリングの中で監視していく体制を整備して参ります。</p>
4	<p>取締役会において財務報告とその内部統制に関する情報提供が十分ではなかったため、取締役会及び監査役による経営者の監督・監視が適切に機能していませんでした。</p>	<p>社内規程を改訂し、取締役会決議を必要とする重要事項の再定義、定められた手続きによる取締役会の開催・運営、公正な取締役会決議を通じて各取締役の職務執行に足る十分な情報提供が可能な体制を構築し、取締役相互間の牽制・統制が十分に機能する運営体制の構築を進めて参ります。</p>

5 特記事項

(訂正前)

特記すべき事項はありません。

(訂正後)

過年度決算訂正の経緯

当社は、平成23年3月に金融庁から過年度有価証券報告書等に関するヒアリングの依頼を受け、その対応を平成23年5月から7月に実施した結果、平成16年10月期から平成22年10月期までの有価証券報告書等において、下記等の不適切な取引及び訂正の対象となり得る会計処理が存在する疑義が生じたため、平成23年8月9日開催の取締役会の決議に従い、当社と利害関係を有しない第三者調査委員会を設置し、不適切な取引及び訂正の対象となり得る会計処理の調査を実施しました。

平成21年10月期において、特別損失に過年度インセンティブ修正を計上しておりますが、この計上時期の妥当性に関する疑義

当社前代表取締役の佐々木英輔氏及びその関連会社と当社及び当社子会社との間での資金移動に関し、会計処理が適切に行われていない疑義
資産にて計上しております建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の会計処理に関わる内容に関し、会計処理が適切に行われていない疑義
調査の結果、当社において、不適切な取引及び会計処理が過去複数年度に亘り行われていたことが判明し、当社は、平成23年11月17日の第三者調査委員会の調査結果を受け、過年度決算訂正に係る影響額を確定した後、平成18年10月期から平成23年10月期の第3四半期までの有価証券報告書等の訂正報告書を平成23年12月22日及び27日付で提出しました。また、当社が、過年度決算の訂正に関連して公表した報告書の名称、公表日等は、以下の通りであります。

報告書名	作成者	公表日
<u>訂正有価証券報告書等の提出及び過年度決算短信等の一部訂正に関するお知らせ</u>	当社	平成23年12月22日 及び12月27日
<u>第三者調査委員会による最終報告の公表について</u>	第三者調査委員会	平成23年11月17日
<u>第三者調査委員会による中間報告書の公表について</u>	第三者調査委員会	平成23年10月13日
<u>過年度決算の訂正による各決算期への影響額について</u>	当社	平成23年10月4日
<u>不適切な取引及び会計処理の全容判明に向けた第三者調査委員会の設置に関するお知らせ</u>	当社	平成23年8月9日